

2024年3月15日

## 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度を 創設する法案の閣議決定

弁護士 中崎 尚 / 弁護士 藤田 将貴 / 弁護士 松本 拓 / 弁護士 石川 雅人

### Contents

- I. はじめに
- II. セキュリティ・クリアランス制度とは
- III. 新制度の下で秘匿すべき情報として指定される情報(重要経済安保情報)
- IV. 指定する情報の保有者
- V. 指定の有効期間
- VI. 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供
- VII. 重要経済安保情報の取扱者の制限
- VIII. 適性評価
- IX. 罰則
- X. おわりに

### I. はじめに

2024年2月27日、政府は、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」<sup>1</sup>(以下「法案」とい

<sup>1</sup> <https://www.cas.go.jp/jp/houan/213.html>

う。)を閣議決定し<sup>2</sup>、国会に提出した。

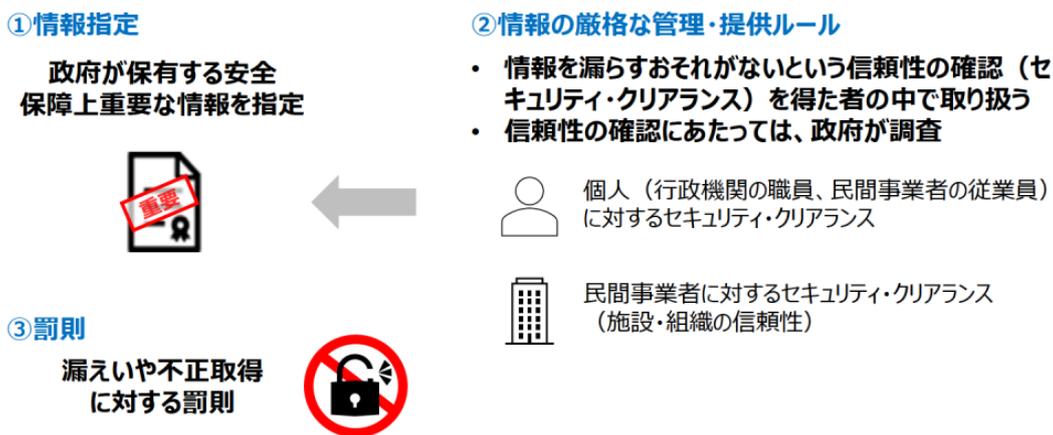
法案は、2023年2月に設置された経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)における検討の結果である「最終とりまとめ」<sup>3</sup>を踏まえ、新たに経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度(以下「新制度」という。)を創設するものである。

以下では、法案の内容とそのポイントについて説明する。

## II. セキュリティ・クリアランス制度とは

セキュリティ・クリアランス制度とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報(Classified Information、以下「CI」という。)を、当該情報に対してアクセスする必要がある者のうち、当該情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱うとする制度である<sup>4</sup>。わが国には既存のセキュリティ・クリアランス制度として特定秘密保護法<sup>5</sup>がある。

法案の基本的な骨格は特定秘密保護法を踏襲しており、①情報指定、②情報の厳格な管理・提供ルールおよび③罰則から構成される(下図参照)。



出典:内閣官房「重要経済安保情報情報の保護及び活用に関する法律案」<sup>6</sup> 13 頁

## III. 新制度の下で秘匿すべき情報として指定される情報(重要経済安保情報)

### 1. 重要経済安保情報

<sup>2</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2024/kakugi-2024022701.html>

<sup>3</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyo\\_sc/pdf/torimatome.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/pdf/torimatome.pdf)

<sup>4</sup> 内閣官房「重要経済安保情報情報の保護及び活用に関する法律案」(経済安全保障室、2024年2月27日)13頁  
[https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227\\_siryu.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227_siryu.pdf)

<sup>5</sup> 特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律108号)<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000108>

<sup>6</sup> 前掲注4に同じ

重要経済安保情報とは、以下の 3 要件をすべて満たす情報(特別防衛秘密<sup>7</sup>および特定秘密<sup>8</sup>に該当するものを除く。)をいう(法案 3 条 1 項)。

- ① 重要経済基盤保護情報に該当すること(重要経済基盤保護情報該当性)
- ② 公になっていないもの(非公知性)
- ③ わが国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるもの(特段の秘匿の必要性)

## 2. 重要経済基盤保護情報

### (1) 「重要経済基盤」

「重要経済基盤」とは以下の①および②をいい(法案 2 条 3 項)、具体的には、重要なインフラや重要な物資のサプライチェーンを意味する<sup>9</sup>。

- ① わが国の国民生活または経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合にわが国および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制
- ② 国民の生存に必要不可欠なまたは広くわが国の国民生活もしくは経済活動が依拠し、もしくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網

### (2) 「重要経済基盤保護情報」

「重要経済基盤保護情報」とは、重要経済基盤に関する情報であって以下の事項に関するものをいう(法案 2 条 4 項)。

- ① 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置またはこれに関する計画もしくは研究
- ② 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- ③ ①の措置に関して収集した外国の政府または国際機関からの情報
- ④ ②および③の情報の収集整理またはその能力

なお、有識者会議においては、経済安全保障上重要な情報(特定秘密または重要経済安保情報の対象となる情報)の候補として、以下の情報が示されていた<sup>10</sup>。

- ① サイバー関連情報(サイバー脅威・対策等に関する情報)
- ② 規制制度関連情報(審査等にかかる検討・分析に関する情報)
- ③ 調査・分析・研究開発関連情報(産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報)
- ④ 国際協力関連情報(国際的な共同研究開発に関する情報)

---

<sup>7</sup> 特別防衛秘密は、わが国と米国との間の相互防衛援助協定(昭和 29 年条約 6 号)等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密であり、日米相互援助協定等に伴う秘密保護法(昭和 29 年法律 166 号)によって保護される。

<sup>8</sup> 特定秘密は、特定秘密保護法 3 条 1 項に基づいて指定された情報であり、同法によって保護される。

<sup>9</sup> 内閣官房経済安全保障推進室「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案の概要」(内閣官房、2024 年 2 月 27 日)<https://www.cas.go.jp/jp/houan/240227/siryou1.pdf>

<sup>10</sup> 第 7 回 有識者会議「事務局説明資料」(内閣官房、2023 年 10 月 11 日)5 頁  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_zenzen\\_hosyo\\_sc/dai7/siryou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_zenzen_hosyo_sc/dai7/siryou.pdf)

重要経済安保情報の詳細については、今後、新制度の運用基準(法案 18 条 1 項)において定められることになると考えられる。

### 3. 特段の秘匿の必要性

重要経済安保情報は、その漏えいがわが国の安全保障に「支障」を与えるおそれがある情報である(法案 3 条 1 項)。ここで、新制度と特定秘密保護法との関係について説明する。

米国等では、CI は、漏えいした場合の被害の深刻さ等に応じて、トップ・シークレット(Top Secret)級、シークレット(Secret)級、コンフィデンシャル(Confidential)級等の複数の階層に分けて管理されているのが一般的である。特定秘密はその漏えいがわが国の安全保障に「著しい支障」を与えるおそれがある情報と定義されており<sup>11</sup>、これは特定秘密がトップ・シークレット級およびシークレット級の情報であることを意味している。

他方、経済安全保障上の重要な情報には、トップ・シークレット級およびシークレット級の情報だけでなく、コンフィデンシャル級の情報も存在し、かつ、特定秘密の対象となる情報も含まれている(下図参照)。

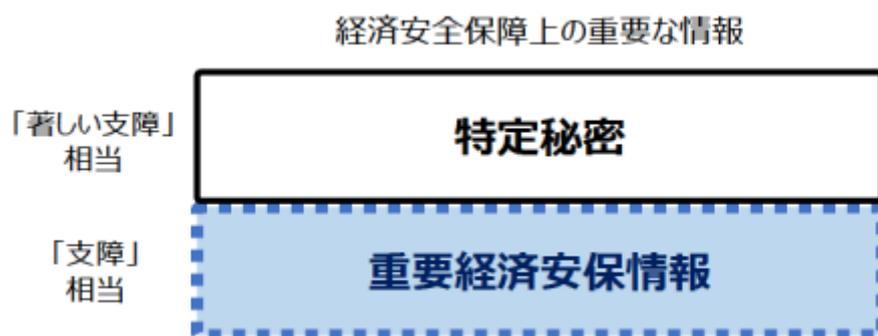


出典: 第 7 回有識者会議「事務局説明資料」<sup>12</sup>(内閣官房、2023 年 10 月 11 日)4 頁

法案 3 条 1 項は、重要経済安保情報をその漏えいがわが国の安全保障に「支障」を与えるおそれがある情報と定義するとともに、その定義から特定秘密を除外することにより、経済安全保障上重要な情報のうち、トップ・シークレット級およびシークレット級の情報(「著しい支障」相当の情報)は特定秘密として、コンフィデンシャル級の情報(「支障」相当の情報)は重要経済安保情報として保護することとしている(下図参照)。

<sup>11</sup> 特定秘密保護法 3 条 1 項

<sup>12</sup> 前掲注 10 に同じ



出典：内閣官房「重要経済安保情報情報の保護及び活用に関する法律案」<sup>13</sup> 2 頁

なお、法案の成立・施行後、経済安全保障上の重要な情報は特定秘密保護法と新制度で保護されることとなるため、両制度のシームレスな運用を図るべく、特定秘密保護法の運用基準の見直しが検討されている<sup>14</sup>。

#### IV. 指定する情報の保有者

法案の文言上、行政機関が重要経済安保情報として指定する情報は行政機関が保有する情報に限定されていないが(法案 3 条 1 項)、これは、例外的に、行政機関がその同意を得て適合事業者(下記 VI.2 参照)に行わせる調査研究等により当該適合事業者が保有することが見込まれる情報を重要経済安保情報として指定する場合があるためであると考えられる(法案 10 条 2 項参照)。したがって、行政機関が指定する重要経済安保情報は、原則として、行政機関が保有する情報であると考えられる。

政府が民間事業者から受領した情報を重要経済安保情報として指定した場合、その効果は原保有者である当該民間事業者には及ばず、当該指定によって当該民間事業者に適性評価(セキュリティ・クリアランス。下記 VIII 参照)が要求されることも、当該民間事業者が第三者に当該情報を提供する場合に当該第三者に適性評価が要求されることもないとの考え方が示されている<sup>15</sup>。

#### V. 指定の有効期間

重要経済安保情報の指定の有効期間は 5 年を超えない範囲内とされている(法案 4 条 1 項)。指定の有効期間は 30 年まで延長可能だが(同条 3 項)、やむを得ない事情があり、かつ、内閣の承認を得た場合に限り 30 年を超えて延長することが可能である(同条 4 項)。ただし、その場合であっても、外国との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報等例外的なものを除き、指定の有効期間は 60 年を超えることができない(同項ただし書)。

<sup>13</sup> 前掲注 4 に同じ

<sup>14</sup> 第 6 回経済安全保障推進会議における岸田内閣総理大臣発言  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyo/dai6/gijiyousi.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai6/gijiyousi.pdf)

<sup>15</sup> 前掲注 4・14 頁

## VI. 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供

### 1. 適合事業者が重要経済安保情報の提供を受けることができる場合

行政機関の長は、適合事業者に重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を提供することができる(法案 10 条 1 項)。

### 2. 「適合事業者」

「適合事業者」とは、わが国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものをいう(法案 10 条 1 項)。

最終とりまとめにおいては、指定された情報の提供を受けることとなる事業者に対するクリアランス(FCL: Facility Security Clearance)を実施し、物理的管理要件(情報の物理的な保全という観点からの民間事業者等が保有する施設の適格性)および組織的要件(外国の所有、管理または影響(FOCI: Foreign Ownership, Control, or Influence)の観点からの当該民間事業者等の株主構成や役員構成といった事業者そのものの属性や組織の適格性)を確認・評価すべきこととされていたが、これらの適合事業者が満たすべき基準については政令で定められることとされた。

### 3. 行政機関と適合事業者との間で締結する契約で定めるべき事項

行政機関と適合事業者との間で締結する契約には、以下の事項を定めなければならない(法案 10 条 3 項)。

- ① 適合事業者が指名して重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲
- ② 重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名に関する事項
- ③ 重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置に関する事項
- ④ 従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育に関する事項
- ⑤ 行政機関がその同意を得て適合事業者に行わせる調査研究等により当該適合事業者が保有することが見込まれる情報を重要経済安保情報に指定し、重要経済安保情報を保有させられた適合事業者にあつては、行政機関の長から求められた場合には当該重要経済安保情報を当該行政機関の長に提供しなければならない旨
- ⑥ 適合事業者による重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項

## VII. 重要経済安保情報の取扱者の制限

重要経済安保情報の取扱いの業務は、新制度における適性評価(セキュリティ・クリアランス。下記Ⅷ参照)において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない(法案 11 条 1 項)。ただし、特定秘密保護法に基づく適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、適性評価の結果通知から 5 年間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる(同条 2 項)。

## VIII. 適性評価

### 1. 適性評価の実施

行政機関は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(適性評価)を実施する(法案 12 条 1 項)。

適性評価は、評価対象者の同意を得た上で、以下の事項について調査を行い、その結果に基づき実施される(同条 2 項)。

- ① 重要経済基盤毀損活動<sup>16</sup>との関係に関する事項(評価対象者の家族および同居人の氏名、生年月日、国籍および住所を含む。)
- ② 犯罪および懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いにかかる非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用および影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

調査を行う内閣総理大臣等は、必要な範囲で、評価対象者だけではなく、その知人や関係者に質問をしたり、評価対象者に資料を提出させたり、公務所や公私の団体に照会することができる(法案 12 条 6 項)。具体的には、質問票の提出、人事管理情報の確認、評価対象者本人の面接、上司への質問等が想定されている<sup>17</sup>。

### 2. 適性評価の対象者(評価対象者)

評価対象者は、基本的に、行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受ける適合事業者の従業者(代表者、代理人、使用人その他の従業者をいう。)として重要経済安保情報の提供の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者である(法案 12 条 1 項)。

### 3. 調査結果のポータビリティ

評価対象者が、適性評価を実施する行政機関以外の行政機関の長が直近に実施した適性評価(当該適性評価の結果の通知から 10 年を経過していないものに限る。)において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者である場合については、改めて調査を受けることなく、当該直近の適性評価における調査結果に基づいて適性評価を受けることができる(法案 12 条 7 項)。

---

<sup>16</sup> 「重要経済基盤毀損活動」とは、①重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいがわが国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関してわが国および国民の安全を著しく害し、または害するおそれのあるもの、ならびに②重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人を当該主義主張に従わせ、または社会に不安もしくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。

<sup>17</sup> 前掲注 4・17 頁

## IX. 罰則

重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者が、その業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、5年以下の拘禁刑もしくは500万円以下の罰金またはこれを併科する罰則が設けられた(法案22条1項)。この罪については、未遂犯(同条3項)および過失犯(同条4項)も処罰される。

## X. おわりに

企業にとっては、新制度により、国際共同開発や同盟国・同志国の政府調達等に当たって重要経済安保情報の共有を受けることが期待できる一方で、調査への対応や重要経済安保情報を取り扱うための施設の整備といった負担を抱えることになるほか、評価対象者本人からの同意の取得やプライバシーとの関係等にも配慮しなければならないこととなる。

新制度については、まだ詳細が明らかになっていない部分も多いが、今後、政府には、法案の国会審議等を通じて企業がスムーズに新制度を利用できるよう、新制度について分かりやすい説明を尽くすことが求められる。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 中崎 尚 ([takashi.nakazaki@amt-law.com](mailto:takashi.nakazaki@amt-law.com))  
弁護士 藤田 将貴 ([masaki.fujita@amt-law.com](mailto:masaki.fujita@amt-law.com))  
弁護士 松本 拓 ([taku.matsumoto@amt-law.com](mailto:taku.matsumoto@amt-law.com))  
弁護士 石川 雅人 ([masato.ishikawa@amt-law.com](mailto:masato.ishikawa@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)